

笠岡市図書館システム連携型電子図書館導入等業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

笠岡市図書館システム連携型電子図書館導入等業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 件名 笠岡市図書館システム連携型電子図書館導入等業務
- (2) 履行場所 笠岡市 六番町 地内
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (4) 稼働開始 令和8年12月15日
- (5) 業務内容 笠岡市図書館システム連携型電子図書館導入等業務に係る仕様書のとおり

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 見積限度額

- (1) 導入初期費用 総額2,915,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (2) 運用・保守費 月額4,400円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (3) クラウドサービス利用料 月額71,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 スケジュール

告示	令和8年6月18日（木）
質問受付期間	令和8年6月18日（木）から 7月1日（水）12時（正午）まで
質問回答期限	令和8年7月3日（金）17時まで（予定）
参加申込締切	令和8年7月9日（木）17時まで
企画提案書提出期間	令和8年7月10日（金）10時から 7月28日（火）17時まで
プレゼンテーション	令和8年8月4日（火）
審査結果通知日	令和8年8月12日（水）（予定）

6 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 令和8年度笠岡市競争入札（見積）参加資格名簿へ登録があること。又は、企画提案書提出期限までに必ず登録を完了していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者
- (3) 賦課されている全ての税（国税、岡山県税、笠岡市税）を滞納していないこと。
- (4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

- (5) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。
- (6) 参加表明の受付締切日から審査結果通知日の間に笠岡市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 本プロポーザルにおける契約締結に至った場合、契約保証人を1名立てるものとする。ただし、契約保証人を立てることができない場合は、次のいずれかの方法によることができるものとする。
 - ア 契約保証金の納付（契約金額の10%以上）
 - イ 金融機関等の保証（契約金額の10%以上）
 - ウ 履行保証保険契約等の締結（契約金額の10%以上）
 - エ 契約者が、本プロポーザルの公告日を基準として過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者である場合、当該契約を確実に履行できることを確認できる資料の提出
 - ※「種類及び規模を同じくする契約」とは、図書館システム連携型の電子図書館を導入及び運用・保守に係る業務であって、契約金額以上の金額の契約であることとする。
 - ※「誠実に履行した実績」とは、契約書等により確認するものとする。

7 質問回答

- (1) 質問方法 質問書（様式5）を電子メールに添付し、件名を下記として送信した後、送信確認を電話で行うこと。
件名：（日付）【笠岡市電子図書館導入等業務に係る質問書】
- (2) 質問書送付先 tosyokan@city.kasaoka.lg.jp
- (3) 質問受付期間 令和8年6月18日（木）から 令和8年7月1日（水）12時まで
- (4) 質問回答期限 令和8年7月 3日（金）17時まで（予定）
- (5) 質問回答方法 ホームページに掲載する。
- (6) 注意事項 (1)に記載の方法以外の質問には回答しない。また、企画提案書作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。また、競争上の地位を害するおそれのある質問には回答しない。

8 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年7月9日（木）17時まで（時間厳守・郵送の場合必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送で提出する。
持参の場合は、毎週月曜日を除く、10時から17時まで
- (3) 提出書類

名称	様式	部数	内容等
1 参加申込書	様式1	1部	所定様式に必要事項を記入
2 誓約書	様式2	1部	同上
3 企業概要書	様式3	1部	同上 会社パンフレット等を追加添付しても良い。
4 滞納がない証明書	発行元の様式	各1部	国税、岡山県税、笠岡市税について滞納がない証明書。また、岡山県税及び笠岡市税の賦課が

			ない場合は、貴社所在地の都道府県税、区・市町村税等の滞納がない証明書を提出すること。
5 業務実績調書	様式4	1部	所定様式に必要事項を記入 ※6参加資格(7)のエに該当する者のみ提出
6 その他	任意	1部	プライバシーマークを取得していることが証明できるもの。

(4) 提出場所 〒714-0087 岡山県笠岡市六番町1-15

笠岡市教育委員会 教育部 生涯学習課 図書館 担当：酒井

9 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和8年7月10日（金）までに、随時参加の可否を通知する。
- (2) 通知方法 受付けた参加申込書に記載されたメールアドレスに通知する。

10 企画提案書等提出書類

要領及び仕様書等を確認した上で、下記書類を作成してください。

- (1) 受付期間 令和8年7月10日（金）10時から7月28日（火）17時まで
(時間厳守・郵送の場合必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送。持参の場合は、毎週月曜日を除く、10時から17時まで。
- (3) 提出書類

名称	様式	部数	内容等
1 企画提案書提出届	様式6	1部	所定様式に必要事項を記入
2 図書館システムとの連携可能項目等に対する回答書	様式7	1部	同上
3 電子図書館の機能要件一覧	別紙2	1部	同上
4 企画提案書	任意	正本1部 副本7部	(1) 別紙「評価基準書」に沿って作成すること。 (2) 文字は10.5ポイント以上、A4サイズ用紙にカラーで片面印刷し、1部ずつファイルに綴ること。印刷向き（縦横）については、貴社において提案上作成しやすい方を選択すること。ページ数を記載すること。
5 工程表	任意	1部	稼働及び開館までのスケジュール等を記入
6 業務実施体制報告書	任意	1部	責任者、技術者、担当者の氏名・所属・役職・勤続年数・保有する資格・経歴等、並びに連絡体制等を記載すること。
7 見積書	様式8	各1部	所定様式に必要事項を記入
8 見積明細書	任意	各1部	見積内容が分かるよう記載
9 その他	任意	各1部	※以下提案者及び協力企業について提出してください。 (1) ISO・IEC27001 認証を取得している場合は、

			その証明ができるもの。 (2) クラウドサービスとして ISO 27017 を取得している場合は、その証明ができるもの。 (3) データを保存するパブリッククラウドが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) のクラウドサービスに登録されている場合は、その証明ができるもの。
--	--	--	---

(4) 提出場所 〒714-0087 岡山県笠岡市六番町1-15
笠岡市教育委員会 教育部 生涯学習課 図書館 担当：酒井

(5) 注意事項 原則企画提案書は1者1案とする。
企画提案書を受け付けた後の追加や修正は認めない。

11 参加辞退

参加申込書又は提案書の提出後、参加を辞退する場合は、任意様式で電子メールにて申し出ること。電子メールを送信した後、電話にて送信確認を行うこと。

12 プレゼンテーション

- (1) 日 時 令和8年8月4日(火) (予定)
時間等の詳細については、別途通知する。
- (2) 場 所 笠岡市役所 分庁第4 2階大会議室
(岡山県笠岡市笠岡1872番地の19)
- (3) 参加者 提案者は、本プロポーザルにおける提案内容の説明および質疑応答を行うため、最大5名までの担当者を参加させることができる。
提案者は、自社の担当者に加え、提案内容の実現に不可欠な専門性を持つ協力会社(下請け会社を含む)の担当者を、上記人数枠内で参加させることができる。ただし、プレゼンテーションの主たる説明は提案者が行い、協力会社は提案者の指示に基づき、補足説明または質疑応答にのみ参加するものとする。なお、協力会社は、本プロポーザルにおける契約の主体とはならない。
- (4) 参加者名簿 プレゼンテーション参加者は、開催日の3日前までに、以下の項目を記載した「プレゼンテーション参加者名簿(様式9)」を事務局へ提出すること。
・提案者名
・参加者氏名(漢字・フリガナ)
・所属(商号又は名称・部署名)
・役職名
・連絡先
- (5) 遵守事項 参加者は、プレゼンテーションにおける秘密保持義務を負い、知り得た他の提案者の情報(企業秘密を含む)や評価に関する情報、個人情報、公開されていない自治体から提供された内部情報を外部に漏洩してはならず、プレゼンテーション実施後も同様とする。
また、プレゼンテーションは非公開であるため、録音、録画、撮影等、プレゼンテーション内容の第三者への開示、提案資料の目的外使用を禁止する。

13 評価基準 別紙1「評価基準書」のとおり

14 選考方法

- (1) 評価基準書に基づき、企画提案書、プレゼンテーション等の審査により行う。
- (2) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次点の者と交渉を行う。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、見積書の金額が低い者を優先とする。
- (4) 評価点が基準点全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- (5) 参加者が1者であっても、評価点が全体の70%以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - ア 参加申込みがされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者
 - イ 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
 - ウ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - エ ヒアリング（プレゼンテーション）に参加しなかった者
 - オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - カ 参考見積書の金額が見積限度額を超えている者

15 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、プレゼンテーションに参加した全者に次の事項を書面で通知する。ただし、失格となった場合は、別途通知する。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称のない得点一覧

また、市ホームページにおいて、優先交渉権者名と得点及びその他の参加者の名称のない得点一覧を掲載する。

16 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、笠岡市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する場合がある。

しかし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認める情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文章により申し出ること。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (3) 提出期限以降における訂正、差換えは、市から指示があった場合を除き認めない。
- (4) 業務実施体制報告書に記載した配置予定の責任者、技術者及び担当者は原則変更できないものとする。やむを得ない理由で変更する場合には、笠岡市と協議の上決定するものとする。

17 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。

- (2) 業務内容の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、笠岡市が認めた場合（一部の業務を第三者に再委託する。）はその限りではない。
- (3) 個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律、笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例、笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則、笠岡市情報セキュリティポリシーに基づきこれを適切に取り扱うものとする。また、委託業務の履行に関し、受託者の責に帰する故意又は重大な過失により笠岡市又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、受託者がその損害額を負担するものとする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力によるときは、その負担について笠岡市と受託者で協議の上定めるものとする。
- (4) その他契約に関する条項は笠岡市契約規則による。

18 本プロポーザルにおける秘密保持義務について

本プロポーザルに参加する者（協力会社を含む）は、提案の計画段階から業務の終了以降に至るまで、以下に定める秘密保持義務を負う。

(1) 秘密保持義務が適用される段階

秘密保持義務は、以下の全ての段階を通じ継続的に適用される。

- ①提案の計画・準備段階
- ②提案書の作成及び提出段階
- ③プレゼンテーション実施段階
- ④選定結果の発表段階
- ⑤契約締結及び業務実施段階
- ⑥業務終了以降の段階

(2) 秘密保持義務の対象となる情報

参加者は、上記(1)の各段階において知り得た以下の情報を、外部に漏洩し、又は第三者に開示してはならない。

- ①他の提案者の提案内容、企業秘密、技術情報、価格情報及び事業計画に関する情報
- ②評価委員会における評価内容、評価結果、評価理由及び審査過程に関する情報
- ③提案者、評価委員、自治体職員及びその他関係者の個人情報
- ④自治体から提供された公開されていない内部情報、資料、仕様書、基本計画及び関連資料
- ⑤業務実施に関連して知り得た自治体の内部情報、住民情報、財務情報その他の機密情報

19 その他

- (1) 仕様書に記載のない事柄についても、積極的に提案をし、当該事業がより良いものになるようにすること。
- (2) このプロポーザルにかかる費用は、全て参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を笠岡市に請求することはできない。
- (3) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）は、笠岡市情報公開条例に基づき開示請求があったときは、公開することがある。
- (4) 当該業務の受注者から提出された資料（企画提案書を含む。）は、笠岡市情報公開条例に基づき開示請求があったときは、公開することがある。
- (5) 企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成したものに帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより笠岡市が無償で使用できるものとする。

20 問合せ先

笠岡市教育委員会 教育部 生涯学習課 図書館 担当：酒井

〒714-0087 岡山県笠岡市六番町1-15

電話 0865-63-1038

FAX 0865-62-3899

E-mail tosyokan@city.kasaoka.lg.jp